

株式会社日本政策金融公庫

2026年1月27日

ソーシャルボンド・フレームワーク
 地域金融機関 CLO シンセティック型
 (合同会社クローバー2026)

サステナブルファイナンス本部
 担当アナリスト：田中 麻実

格付投資情報センター(R&I)は、日本政策金融公庫(以下、日本公庫)のソーシャルボンド・フレームワーク 地域金融機関 CLO シンセティック型(合同会社クローバー2026)(2026年1月策定)が以下の原則に適合していることを確認した。

ソーシャルボンド原則(2025、ICMA)
 ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁)

■資金使途

事業区分	対象プロジェクト	対象となる人々
必要不可欠なサービスへのアクセス (金融)		
中小企業向け資金供給による潜在的効果を通じた雇用創出	民間金融機関の中小企業向け無担保貸付債権を裏付けとしたCLO発行 (合同会社クローバー2026)	各地域の中小企業
社会経済的向上とエンパワーメント		

1. 資金調達者の概要

- ・ 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行を前身とする 4 政策金融機関が 2008 年に統合し発足した特殊会社。2012 年に国際協力銀行を分離し現在に至る。小規模事業者や中小企業、農林水産業者を金融面から支援する政策金融機関で、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において指定金融機関に対し、一定の信用供与を行う危機対応等円滑化業務も担っている。
 - ・ 国の政策のもと、政策金融を機動的に実施することを基本理念としており、政策上の重要性は極めて高い。政府がその株式のすべてを常時保有すると法定されている公共性の高い株式会社で、制度面でも国との一体性が非常に強い。

■日本政策金融公庫の主な業務



[出所:日本公庫 ディスクロージャー誌 2025]

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは、対象となる人々に対し、明確な社会的効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

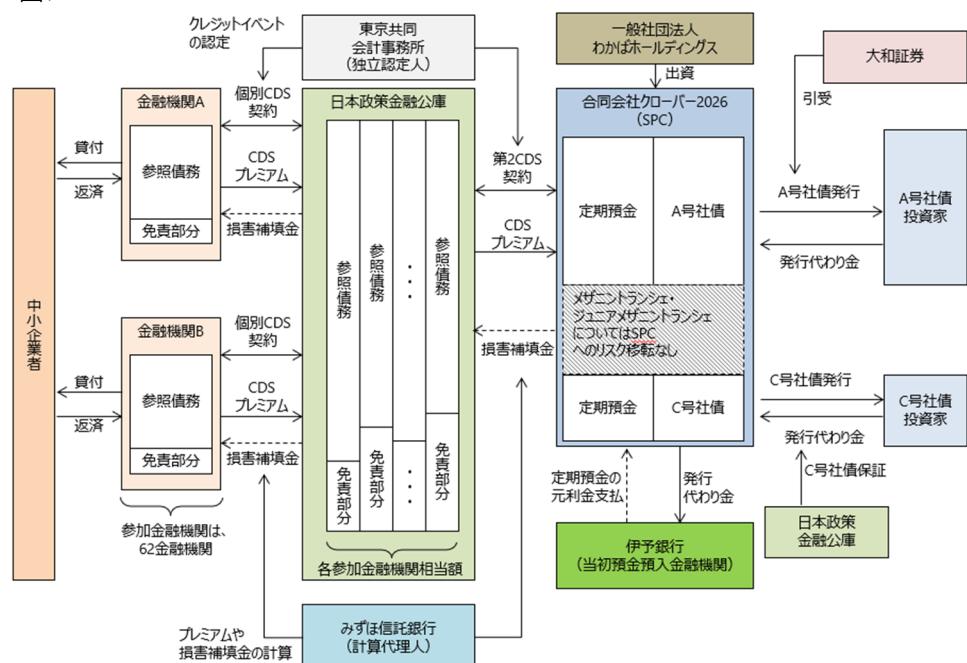
(1) 対象プロジェクト・対象となる人々

- 対象プロジェクトは、日本公庫が証券化支援業務として実施する、買取型証券化スキームのもとで参加金融機関が募集した中小企業向け貸付債権を参照するシンセティック CLO 案件である。本 CLO を用いて日本公庫は 62 地域金融機関と CDS 契約を締結するとともに、SPC が発行を予定している社債について投資家に売却を予定している。本社債の発行代わり金は、CDS 契約を通じて、実質的に裏付け資産である中小企業向け貸付債権の信用リスクを負担するために充当される。

＜概要＞

対象	象	： 合同会社クローバー2026 第1回 A号無担保社債、第1回 C号無担保保証付社債
分類	類	： 社債
発行額	：	第1回 A号無担保社債:280 億円 第1回 C号無担保保証付社債:65 億円
利 率	：	第1回 A号無担保社債:未定 第1回 C号無担保保証付社債:未定
発行日	：	2026年3月5日
予定償還期日	：	2031年5月30日
償還方法	：	A号社債:パススルーフ償還 C号社債:満期一括償還※ ※ただし、A号社債の全額償還後等に償還が開始され、順次償還される場合がある。
資金使途	：	参加金融機関 62 機関が募集した中小企業向け無担保貸付債権の信用リスクの負担

＜スキーム図＞



- 証券化支援業務は、中小企業者への無担保資金の供給を促進するため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取り組みを支援することを目的とし、民間金融機関の無担保貸付債権を裏付けとした CLO 発行による証券化を行うことで、民間金融機関の無担保貸付を支援しており、2004 年 7 月の業務開始から 2025 年 3 月までの累計で、延べ 430 の金融機関と連携して、23,793 先の中小企業者に、総計 5,557 億円の無担保資金を供給した。
 - 本件の対象となる人々に該当するのは各地域の中小企業である。中小企業は、資金力、担保力に余裕のある企業が必ずしも多くなく、景気変動など環境変化に脆弱な面がある。このため、民間金融機関では信用リスクの観点から企業が必要な資金量を供給できないケースもある。政策金融機関が先導的な役割を積極的に推進することで、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮し、企業の経営の安定化、雇用の維持・拡大を図ることが期待されている。
 - また、中小企業における資金調達は民間金融機関からの借入が主体であり、調達手段の幅が限定的な面がある。民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供することで、中小企業者への無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献することが可能となる。
 - 中小企業に対して資金を提供することで、企業の成長や従業員の雇用の維持・向上に寄与する取り組みは、社会的課題に対する対応として認識できる。この課題は、日本公庫が認識する課題と一致している。

■ 本 CLO の債権属性

〈參加金融機關〉

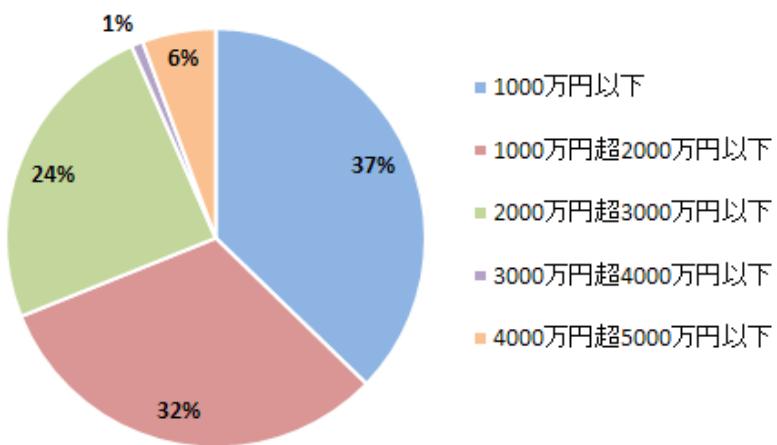
山形銀行	東北銀行	七十七銀行	北陸銀行	清水銀行
十六銀行	但馬銀行	鳥取銀行	四国銀行	栃木銀行
京葉銀行	香川銀行	北海道信用金庫	道南うみ街信用金庫	旭川信用金庫
帯広信用金庫	米沢信用金庫	しののめ信用金庫	足利小山信用金庫	大田原信用金庫
結城信用金庫	川口信用金庫	銚子信用金庫	横浜信用金庫	かながわ信用金庫
朝日信用金庫	東京東信用金庫	足立成和信用金庫	城南信用金庫	城北信用金庫
瀧野川信用金庫	巣鴨信用金庫	長岡信用金庫	高岡信用金庫	浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫	高山信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	桑名三重信用金庫
長浜信用金庫	京都北都信用金庫	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大和信用金庫
姫路信用金庫	西兵庫信用金庫	玉島信用金庫	西中国信用金庫	徳島信用金庫
阿南信用金庫	観音寺信用金庫	幡多信用金庫	筑後信用金庫	高鍋信用金庫
青森県信用組合	秋田県信用組合	山梨県民信用組合	飛驒信用組合	笠岡信用組合
広島県信用組合	熊本県信用組合			

＜参加する中小企業の概要＞

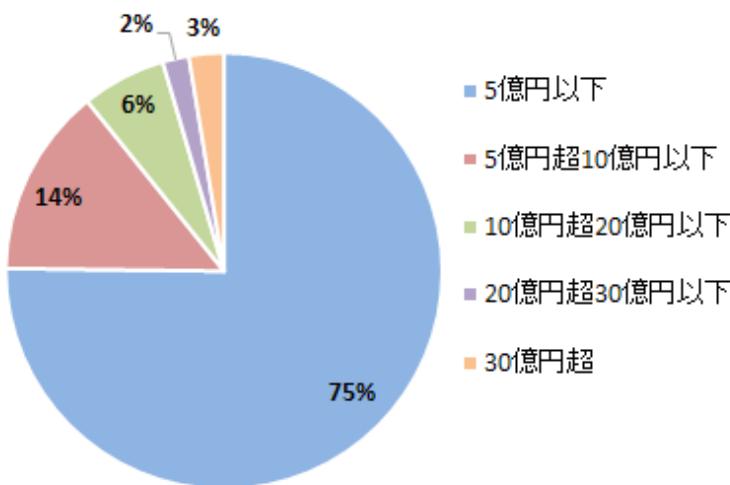
- ・ 本 CLO に参加する中小企業のうち、貸付額 1 千万円以下の企業が 37%と最も多く、3 千万円までが全体の約 93%を占める。企業規模も従業員 10 人以下の企業が 55%と半数以上を占め、売上高 5 億円以下が 75%と大半を占める。中小企業としても比較的に規模が小さい企業が多く、地域・業種も分散している。本 CLO の目的とする中小企業の資金ニーズに対応した案件となっていることが裏付けられる(次ページ表参照)。

■ 参加金融機関の概要(社数に占める割合)

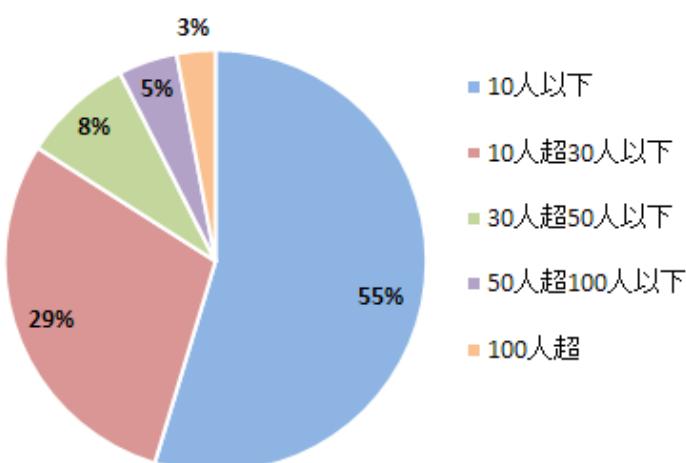
貸付額



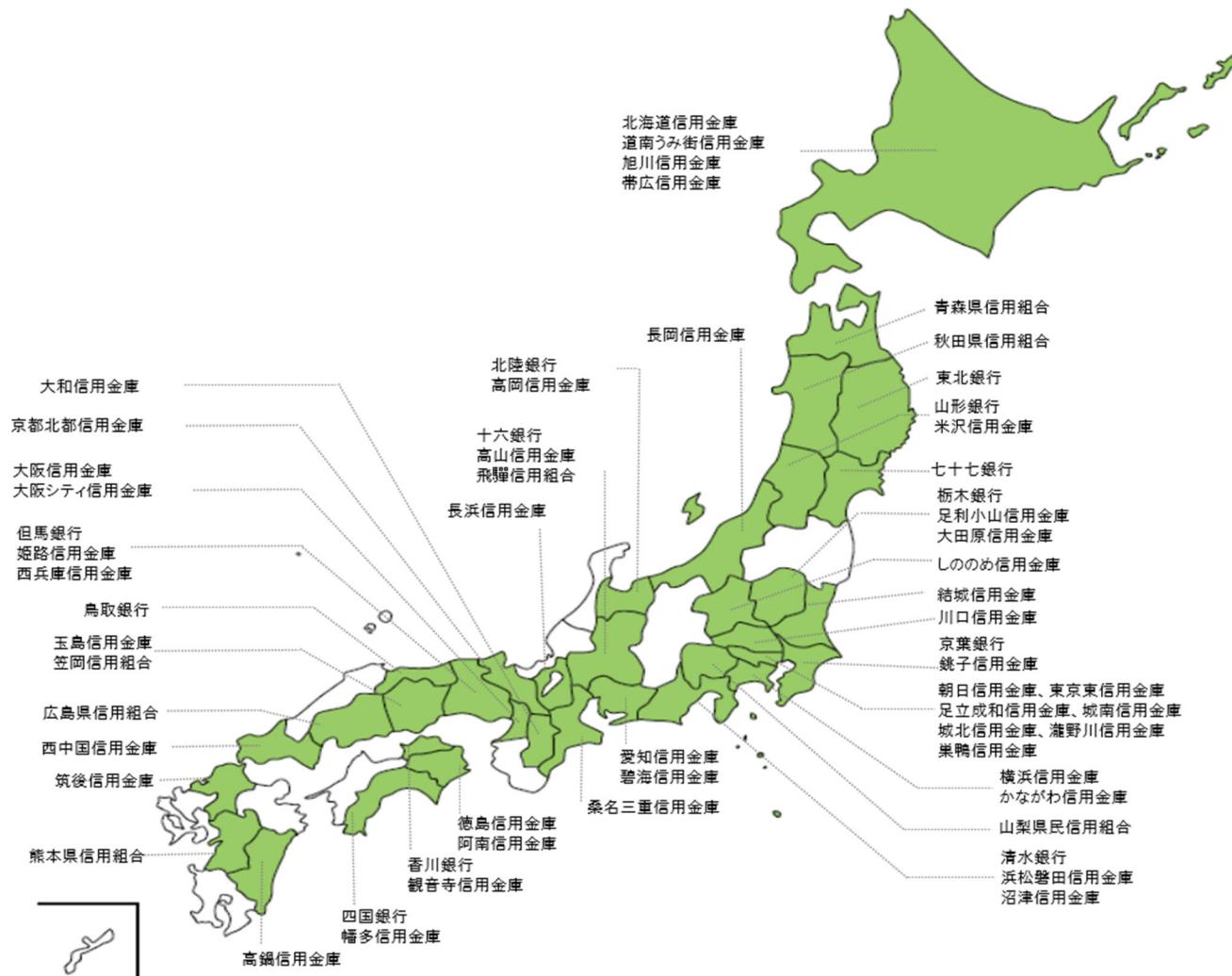
売上高



従業員数



■ 參加金融機関一覽(62 機關)



金融機関	件数	金額(百万円)	金融機関	件数	金額(百万円)	金融機関	件数	金額(百万円)
山形銀行	17	462	川口信用金庫	105	1,548	大阪信用金庫	15	295
東北銀行	60	734	銚子信用金庫	24	560	大阪シティ信用金庫	54	1,478
七十七銀行	127	3,231	横浜信用金庫	290	5,030	大和信用金庫	3	45
北陸銀行	30	889	かながわ信用金庫	62	2,437	姫路信用金庫	69	1,615
清水銀行	55	797	朝日信用金庫	36	675	西兵庫信用金庫	41	1,350
十六銀行	10	321	東京東信用金庫	85	1,296	玉島信用金庫	42	862
但馬銀行	48	942	足立成和信用金庫	114	2,124	西中国信用金庫	63	952
鳥取銀行	51	1,357	城南信用金庫	202	5,065	徳島信用金庫	61	851
四国銀行	11	230	城北信用金庫	53	1,160	阿南信用金庫	15	130
栃木銀行	39	615	瀧野川信用金庫	39	840	観音寺信用金庫	53	963
京葉銀行	112	2,935	巣鴨信用金庫	257	4,519	幡多信用金庫	22	417
香川銀行	121	2,500	長岡信用金庫	34	340	筑後信用金庫	23	284
北海道信用金庫	92	1,757	高岡信用金庫	17	260	高鍋信用金庫	21	241
道南うみ街信用金庫	22	306	浜松磐田信用金庫	87	1,470	青森県信用組合	56	1,205
旭川信用金庫	23	333	沼津信用金庫	30	500	秋田県信用組合	4	85
帯広信用金庫	36	626	高山信用金庫	9	168	山梨県民信用組合	70	1,196
米沢信用金庫	9	189	愛知信用金庫	78	1,000	飛驒信用組合	7	110
しののめ信用金庫	49	812	碧海信用金庫	145	2,907	笠岡信用組合	89	2,502
足利小山信用金庫	64	990	桑名三重信用金庫	56	825	広島県信用組合	46	810
大田原信用金庫	65	1,270	長浜信用金庫	14	113	熊本県信用組合	64	320
結城信用金庫	33	500	京都北都信用金庫	44	526	合計	3,673	70,870

(2) 社会的效果

- 対象プロジェクトは証券化の枠組みを通して、中小企業者に無担保で資金を供給する取り組みであり、直接的な効果として地域の中小企業に対し、資金提供により企業の成長や資金繰りの改善につながる。間接的な効果としては、これにより雇用の維持、拡大が期待される。
- ネガティブな影響については、資金を必要以上に供給することによる借入人の負債の増加が想定されるが、適切な与信管理を行うことにより対応される。なお、地域金融機関の参加要件として法令違反の事実がないことおよび暴力団等の反社会勢力との関係がないこと等を含め、適格性を明確に定めている。
- 以上より、R&Iは対象プロジェクトが社会全体としてポジティブな成果を生み出していると評価した。

<SDGsへの貢献>

- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象プロジェクトによるSDGsへの貢献を確認した

SDGs目標	ターゲット
	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

<SDGsアクションプランとの整合性>

- 日本政府のSDGsの達成へ向けた「SDGsアクションプラン 2023」に示された①～⑧の優先課題に関して、本ソーシャルボンドでの充当事業が特に以下の課題に貢献すると考えられる。

優先課題	対応するSDGsターゲット
③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	  

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

社会面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 社会面での目標

- ・ 日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、中小企業事業、国民生活事業、農林水産事業の機能を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的としている。
- ・ 日本公庫は経営理念に(1)政策金融の的確な実施、(2)ガバナンスの重視——を掲げている。政策金融の的確な実施においては、国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する、としている。
- ・ 経営理念のもと経営方針を(1)セーフティネット機能の発揮、(2)重点事業分野の支援、(3)民間金融機関や関係機関との連携、(4)強靭な組織の確立、(5)DX等の業務改革、(6)人的資本への投資——と定めている。
- ・ 中小企業事業については経営方針の柱の一つとして、地域活性化への貢献のため、地域経済を支える中小企業の雇用の維持・創出、地域に根差した活動の展開を重視している。日本公庫の業務運営計画は3年間の中期計画を毎年見直す形で実施しており、その中においても、地域の活性化への貢献や民間金融機関連携の深化、企業活力の向上支援を挙げている。

(2) 規準

- ・ 日本公庫では、本CLOにより地域金融機関から無担保融資を受けられる中小企業に対し、以下の参加条件を設定し、実効性を高めている。
 - ① 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。その後の改正を含む。)第2条第1項第3号に規定する中小企業者であること。
 - ② 2期連続の青色申告者であり、法人税及び社会保険料に未納がないこと。
 - ③ 原則として、業歴3年以上であり、かつ、2期連続の正常決算(各12ヶ月のもの。ただし、期中に合併等を行っているものについては、合併等が事業内容に大きな影響を与えていないものに限る。)を有すること。
 - ④ 数値基準
原則として、提出を受けた決算の数値が、次の各号のすべてを満たす先であること。ただし、イ又はロに該当しない場合であっても、「償却前経常利益が黒字」又は「経常収支が黒字」であれば対象先とすることができる。
 - イ) 債務超過でないこと。
 - ロ) 経常利益を計上していること。
 - ハ) 取扱金融機関が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。
 - ⑤ 取扱金融機関の与信取引が新規の場合、原則として公認会計士若しくは監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられること又は日本税理士会連合会の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト若しくは「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストのいずれ

かの提出を受けられること。

- ⑥ 取扱金融機関の審査と日本公庫の審査のいずれも通過すること。
- ⑦ 地域経済の活性化に資する先であること
- ・ また、地域金融機関の参加要件についても、法令違反の事実がないことおよび暴力団等の反社会勢力との関係がないこと等を含め、適格性を明確に定めている。
- ・ 上記のとおり社会へのネガティブな影響を防止するよう、厳密な選定基準を設けており、公序良俗に反したり、社会改善効果に必ずしも結びつかないような企業を除外しているほか、明示的に地域活性化に資することを参加の条件とするなど、社会貢献度の高いソーシャルプロジェクトの実効性を高めている。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 証券化支援業務を含む中小企業支援を目的とした個々の業務は、中小企業事業が予算計上の検討を行う。その際には、本証券化の社会的意義である中小企業への無担保融資の重要性と政策金融の基本的な姿勢として収支相償が求められるため、担当部がこれらを分析し、報告を行っている。また、日本公庫では、毎年政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務および運営の評価・審査を受け、妥当性をもって運用している。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 証券化支援業務を含む中小企業支援を目的とした個々の業務は、中小企業事業が予算計上の検討を行う。その際には、本証券化の社会的意義である中小企業への無担保融資の重要性と政策金融の基本的な姿勢として収支相償が求められるため、担当部がこれらを分析し、報告を行っている。
- ・ また、日本公庫では、毎年政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務および運営の評価・審査を受け、妥当性をもって運用している。

4. 調達資金の管理

調達資金をソーシャルプロジェクトに充当するための追跡管理の方法が示されており、未充当資金は発生しないスキームとなっている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達した資金は全て、CDS 契約を通じて、本スキームに参加される地域金融機関により実行された中小企業向けの貸付債権の信用リスクを負担するために充当される。
- ・ 裏付け資産の債務者である中小企業は月次で貸付債権の元本を返済するため、期中貸付債権プールの残高は減少するが、これにともない本社債の元本も償還され減少することを社債要項等諸契約書により定めている。
- ・ 本社債の発行代わり金が裏付け資産である貸付債権プールの信用リスクの負担を資金使途とする旨、本CLO にかかる契約書において明確に定めている。
- ・ 投資家によって払い込まれた本社債の発行代わり金が銀行に預けられ、CDS 契約における損失補填金の原資になることにより、一定の条件のもとで実質的に中小企業向け貸付債権の信用リスクを負担する取引を諸契約書で明確に定めており、統制を確保している。

- ・ 本社債の発行代わり金は、全額 CDS 契約において損失補填金の支払原資として充当されるため、未充当資金は発生しない。また、裏付けとなる貸付債権が期限前返済された場合、社債要項等で予め定められたウォーターフォールにしたがって、本社債も償還されるため、再充当の必要はないと判断される。なお、メザニン及びジュニアメザニン相当部分については、個別 CDS 契約に基づき、日本公庫が損失補填金を支払うスキームとなっている。

5. レポートティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。社会的効果に係る指標は社会面での目標に整合している。レポートティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ 投資家に対して調達資金の社会的成果を明確に説明する資料として起債時及び期中にインパクトレポートティングを開示する。債券ポートフォリオの内容とパフォーマンスは月次・四半期レポートとしてウェブサイトにて開示される。大きな状況の変化があった場合には、適時に開示する。

(2) 社会的な効果に係る指標

- ・ 社会的な効果の開示に関しては以下の内容を予定しており、社会的な目標に整合している。

① 起債時のインパクトレポートティング

日本公庫では、参考債務である中小企業の無担保債権について属性データを公表しているが、その中でも、社会改善効果を測るアウトプット指標としては以下を起債時に公表する予定である。

- イ) 貸付額分布
- ロ) 参照債務金額分布
- ハ) 売上高分布
- 二) 従業員数分布
- 木) 業歴分布
- ヘ) 地域分散
- ト) 業種分布

② 期中のインパクトレポートティング

原資産の状況につき、本 CLO の償還まで以下の項目について日本公庫が月次・四半期レポートを公表する予定である。また、大きな状況の変化があった場合には、適時に開示する。

取扱金融 機関名	原資産						累積ポートフォリオ デフォルト		免責金額	
			うち延滞債権		うちデフォルト債権					
	金額	債務者数	金額	債務者数	金額	債務者数	金額	債務者数		

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰賛性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものではありません。R&Iはセカンドオピニオンを行なうに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行なうに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行なうに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰賛性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものではありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行なうに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行なうに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行なうに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰賛性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び個人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。